

## 衆議院議員補欠選挙（東京都第10区、福岡県第6区）に伴う在外投票のご案内

平成28年9月28日

在イスラエル日本国大使館

標記国政選挙につきましては、10月11日（火）公示、10月23日（日）に国内投票日を予定しているところ、当館では以下日程にて在外公館投票を行いますので、予めご案内致します。

1 投票期間：平成28年10月12日（水）

2 投票時間：午前9時30分～午後5時

3 投票会場：在イスラエル日本国大使館（領事ホール）

Museum Tower, 19th Floor  
4, Berkowits Street, 64238

4 持参頂く書類：在外選挙人証、旅券（又は本人確認が出来る顔写真付身分証明書  
（運転免許証など））

※「在外選挙人証」は申請に基づいて交付されます。

申請手続きについて知りたい方はこちら（インターネット広報の場合はリンク設定：  
<http://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/senkyo/flow.html>）

5 その他投票方法：上述の「在外公館投票」の他、「郵便等投票」、「日本国内における投票」のうちのいずれかを選択して投票することができます。あなたにあった投票方法を知るにはこちら（インターネット広報の場合はリンク設定：

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/senkyo/vote.html>）

（1）郵便等投票

（ア）請求手続：登録されている選挙管理委員会に、請求書および選挙人証を送付します。

請求書は、在外選挙人証とともにお配りした「在外投票の手引き」からコピーするか、外務省ホームページ（インターネット広報の場合はリンク設定：

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/senkyo/shinseisyo.html>）からダウンロードしてください。

（イ）投票手続：選挙管理委員会から送られてきた投票用紙に記入し、国内投票日の7月10日（日）の投票所閉鎖時刻（原則午後8時）までに、選挙管理委員会に届くよう郵送します。

(2) 日本国内における投票

一時帰国した場合や、帰国後、国内の選挙人名簿に登録されるまでの間（転入届提出後3か月間）は、在外選挙人証を提示して、下記（ア）～（イ）のいずれかの方法で投票できます。

(ア) 期日前投票

登録先の市区町村選挙管理委員会が指定した期日前投票所における投票。

(イ) 不在者投票

在外選挙人名簿登録地以外の市区町村における投票。

(ウ) 投票所における投票（国内投票日当日）

登録先の選挙管理委員会が指定した投票所における投票。

※上記、公示日の翌日から国内投票日の前日まで。日本国内における投票の詳細については、登録先の市区町村選挙管理委員会にお問い合わせください。

6 選挙公報・候補者情報

(1) 公示後、選挙公報が各選挙管理委員会のホームページに掲載される予定です。外務省ホームページにもリンクを設けますので、御利用ください。

(2) 候補者情報についても、公示後、これまでどおりリンクを設けますので御利用ください。

以上